

## 令和3年平川市日帰り入浴プラン助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内温泉施設の売上回復を図るため、お得な日帰り入浴プランを企画販売する市内温泉施設に対して、当該年度予算の範囲内において平川市日帰り入浴プラン助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (補助対象施設)

第2条 補助金の交付を受けることができる施設（以下「補助対象施設」という。）は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす施設とする。

- (1) 市内に立地する温泉施設であること。
- (2) 公衆浴場の営業許可等、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定される施設でないこと。
- (5) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他公序良俗に反しないこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染予防対策として、入館時の検温を実施するほか、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本温泉協会で定めるガイドラインを遵守していること。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設が企画販売し、当該施設内で利用される入浴を伴う日帰りプラン（以下「日帰り入浴プラン」という。）とする。

2 前項の規定による日帰り入浴プランは、以下のいずれかのプランとする。

- (1) 入浴と食事
- (2) 入浴と入浴券（2枚）

3 補助対象施設の認定を受けようとする事業者は、平川市日帰り入浴プラン助成事業補助対象施設認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 公衆浴場の営業許可等を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、補助対象施設として認定することを決定したときは、当該認定申請者に対し平川市日帰り入浴プラン助成事業補助対象施設認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 日帰り入浴プランの利用回数については、入浴券付プランは1施設につき1人

- 1 回までとし、食事付プランは制限なしとする。
- 6 補助対象施設は、食事付プラン又は入浴券付プランのいずれか又は両方を提供するものとする。
- 7 利用者の居住地は、原則として問わないものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大によっては、制限する場合がある。
- 8 補助対象施設は、平川市日帰り入浴プラン助成券（以下「助成券」という。）に利用者の署名を得た上で、プランを提供するものとする。

（認定に係る申請期間）

第4条 前条第3項の認定に係る申請期間は、令和3年3月10日までとする。

（事業実施期間）

第5条 補助金の交付の対象となる日帰り入浴プランの実施期間は、令和3年4月1日から令和3年8月31日までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、実施期間を変更する場合がある。

（補助金の額）

- 第6条 補助金の額は、食事付プランの場合はプラン料金（税抜き）に2分の1を乗じて得た額と2,000円のいずれか低い額とし、入浴券付プランの場合はプラン料金（税抜き）に3分の2を乗じて得た額と900円のいずれか低い額とする。
- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
  - 3 第1項の規定による補助金の額は、利用者ごとに算出するものとする。
  - 4 施設毎の補助金の額は事業開始時に通知するものとする。
  - 5 前項で通知した補助金の額について、市長は事業の進捗状況を調査し、「補助上限額変更通知書（様式第7号）」で変更を通知することができる。

（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設は、次の関係書類を添えて平川市日帰り入浴プラン助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第5号。以下「交付申請書兼請求書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 利用証明書（様式第4号）
  - (2) 使用済み助成券
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による提出は、事業実施月毎に行い、当該月の翌月15日までを期限とする。

（交付の決定及び額の確定）

第8条 市は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び添付書類の内容の審査をし、補助金の交付を決定したときは、平川市日帰り入浴プラン助成事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により当該補助対象

施設に通知する。

(補助金の支払)

第9条 市長は、第7条に規定する補助金の請求に対し、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに当該補助対象施設に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があったとき。

2 前項の規定により不交付となった分の交付申請額については、当該交付申請を行った補助対象施設の負担において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。